

## 第 11 回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 1 1 月 5 日 (水) 午後 2 時
2. 開催場所 立花市民センター
3. 出席農業委員 (20 名)
 

1 番 中村 輝義	2 番 大坪 知美子	3 番 服部 正文
4 番 牛島 孝之	6 番 池尻 律芳	7 番 平井 照也
9 番 樋口 重樹	11 番 國武 覚	12 番 溝田 耕一
13 番 仁田原 一太	14 番 八田 久男	15 番 田形 隆徳
16 番 大津 達喜	18 番 小川 哲朗	19 番 松本 敬介
20 番 井手 洋一	21 番 原 義博	22 番 丸林 京市
23 番 堤 正義	24 番 月足 靖彦	
4. 出席最適化推進委員 (16 名)
 

1 番 伊藤 正二	3 番 橋爪 寿賀夫	4 番 生武 光雄
7 番 角 秀次	10 番 平島 修	11 番 大隈 弘志
13 番 中嶋 壽敏	18 番 栗原 武治	20 番 溝田 正忠
25 番 浅田 文男	29 番 益本 秀明	38 番 江上 富男
39 番 松崎 保元	43 番 山口 史登	44 番 今村 嗣範
45 番 二田 俊秀		
5. 欠席委員 農業委員 (4 名)
 

5 番 仁賀木 義文	8 番 塩塚 義治	10 番 高山 和典
17 番 伊藤 正博		
6. 欠席委員 最適化推進委員 (4 名)
 

2 番 池田 和本	14 番 松延 清隆	21 番 中島 清隆
22 番 久木原 美成		
7. 議事日程
  - 第 1 会議の成立
  - 第 2 議事録署名委員の指名
  - 第 3 議案の上程
  - 第 4 議案の審議
 

報告第	20 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について
議案第	51 号	農地法第 3 条の規定による許可申請書の処理について
報告第	21 号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の取下願について

報告第 22号 農地法施行規則第29条の規定による届出について  
 議案第 52号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について  
 議案第 53号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

#### 8. 農業委員会事務局職員

局長 石橋 武 局長補佐 信國 美保子 書記 中園 隆一 書記 堀田 瑞  
 希 黒木支所 馬場 祐太 立花支所 中園 弘一 西原 佑美  
 上陽支所 松尾 誠 星野支所 松内 寛人 矢部支所 今里 翔太

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に  
 関係すると思われる部分等については削除しています。）

議長

皆様こんにちは。夏からもう秋を過ぎて冬に近いように、気候が著しく変わってきましたけれども、国の方でもですね、先月の衆参の議員総会のなかで、高市早苗さんが首相として総理大臣に指名されました。新しく内閣の中では、43歳の方が農林水産大臣に任命されました。今後積極的な農業政策、中山間地域における新しい農業政策についても十分議論を重ねていただきたいと思いますと考えております。それから東北、本州で極端にクマの出没が増えて人身的な被害が増えておりますので、それについても被害に遭われた方々、地域にお住いの方々にもお見舞いを申し上げたいと思います。それでは本日は令和7年第11回農業委員会総会を開催しましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただいまより農業委員会総会を開会いたします。

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 20名、

農地利用最適化推進委員 16名 であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、12番 溝田 耕一 委員、13番 仁田原 一太 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

	<p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。  日程 第3・議案の上程を行います。  案件の朗読を事務局よりお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(案件朗読)</p> <p>事務局朗読のとおり報告3件・議案3件を一括議題といたします。  1ページをお願いします。  報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告  について説明をお願いします。</p> <p>事務局  ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告  については3件です。総合計については、1ページをご確認ください。  解約のあった土地6筆のうち田3筆、畑3筆、合計面積  12,188㎡です。それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。  添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により  書類を受理致しました。</p> <p>議長  説明が終わりました。質疑を行います。  質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものであります  ので、質疑にとどめ審議を終わります。  2ページをお願いします。  議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理に  ついて番号1番の説明を最適化推進委員11番をお願いします。</p> <p>推進委員  11番  番号1番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、  譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>議長  地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。  質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。  ご異議ありませんか。</p>
--	--

<p>農業委員 1 1 番 議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 2 番の説明を農業委員 1 1 番お願いします。</p> <p>番号 2 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>農業委員 1 1 番 議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 3 番の説明を農業委員 1 1 番お願いします。</p> <p>番号 3 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>農業委員 1 1 番 議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 4 番の説明を農業委員 1 1 番お願いします。</p> <p>番号 4 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>

<p>推進委員 39番</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番の説明を最適化推進委員39番お願いします。</p> <p>番号5番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>推進委員 38番</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明を最適化推進委員38番お願いします。</p> <p>番号6番についてご説明いたします。譲り渡し人ほか1名の経営 縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請で す。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 平井委員どうぞ。</p>
<p>農業委員 7番</p>	<p>すみません。議案書にあるかっこ書きの共有農地以外所有のため とは、どういう意味ですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>こちらにつきましては、渡し人ともうお一方の共有名義となっ ておまして、各個人については、営農を継続されておりますので、 共有農地以外の所有農地が各個人にあるというふうに記載させ ていただいております。</p>
<p>農業委員 7番</p>	<p>別個にあるという事ですか。</p>

事務局	はい、別個にあるという事です。共有名義についてはこの筆だけなんで、経営廃止のように見えますけれど、各個人で持っている農地については営農継続されてありますので、このような記載をしております。
農業委員 7番	共有分と書いてもらったほうが分かりやすかったですね。分かりました。
議 長	<p>ほかにありますでしょうか。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号7番の説明を農業委員23番お願いします。</p>
農業委員 23番	番号7番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。</p> <p>続いて番号8番の説明を農業委員23番お願いします。</p>
農業委員 23番	番号8番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。</p> <p>ご異議ありませんか。</p>

<p>農業委員 1 番</p> <p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 9 番の説明を農業委員 1 番お願いします。</p> <p>番号 9 番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>推進委員 4 4 番</p> <p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 0 番の説明を最適化推進委員 4 4 番お願いします。</p> <p>番号 1 0 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の耕作利便による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p>
<p>推進委員 4 3 番</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 1 番の説明を最適化推進委員 4 3 番お願いします。</p> <p>番号 1 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の新規営農による所有権移転売買の申請です。 譲り受け人は、以前から農業に興味を持っており知人の手伝いをしていましたが、今回林業を辞められたこともあり、自家消費用</p>

<p>議 長</p>	<p>の栗を耕作される予定です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号12番の説明を農業委員18番お願いします。</p>
<p>農業委員 18番</p>	<p>番号12番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号13番の説明を最適化推進委員25番お願いします。</p>
<p>推進委員 25番</p>	<p>番号13番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p>
<p>議 長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号14番の説明を農業委員23番お願いします。</p>

<p>農業委員 23番</p>	<p>番号14番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号15番の説明を農業委員23番お願いします。</p>
<p>農業委員 23番</p>	<p>番号15番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号16番の説明を最適化推進委員45番お願いします。</p>
<p>推進委員 45番</p>	<p>番号16番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号17番の説明を最適化推進委員44番お願いします。</p>

<p>推進委員 44番</p>	<p>番号17番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>農業委員 13番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号18番の説明を農業委員13番お願いします。</p>
<p>農業委員 13番</p>	<p>番号18番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の新規営農による所有権移転贈与の申請です。譲り受け人は、親族の農作業を手伝っていたことがあり、農作業経験はお有りです。今回、叔母である譲り受け人が諸事情から農地を管理することが困難になったため、農地を引き継ぎ、自家消費の米及びタケノコを栽培される予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>事務局</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。6ページをお願いします。</p> <p>報告第21号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の取下願について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご説明いたします。本案件は、令和7年9月の農業委員会において、賃借権設定の意見を求めておりました。しかし、令和7年10月14日に渡し人本人が、自作を行うという理由で、渡し人と</p>

議 長	<p>受け人の双方より取下書が提出されましたので報告いたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。</p> <p>7ページをお願いします。</p> <p>報告第22号 農地法施行規則第29条の規定による届出について番号1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。農地を農業用施設に転用する場合のうち、畜舎、作業場など農業経営上必要な施設に転用するときは、その転用面積が200㎡未満の場合には、農地法第5条の許可を要せず農業委員会への報告としております。</p> <p>番号1番について説明いたします。申請地の場所は岩崎公民館から南西へ約185mほど進んだ農地になります。</p> <p>面積468㎡のうち199㎡を農業用資材置場として利用されます。土地所有者と隣接農地の同意もあります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。</p> <p>質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。</p> <p>8ページをお願いします。</p> <p>議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、農用地区域内にある農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の農地にある農地で第1種農地と判断します。</p> <p>申請目的は営農型太陽光発電設備での一時転用です。</p> <p>営農型太陽光発電とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組です。</p> <p>申請地は第1種農地に該当し、原則許可が出来ませんが、一時的な転用で農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合については、3年間例外的に一時転用の許可ができるものとされております。</p>

	<p>今回の申請につきましては、平成25年11月28日に一時転用許可を受け、期間が満了する平成28年、令和元年、令和4年に再度申請をされ、今回が4度目の再申請となります。一時転用につきましては、原則期間の延長は認められていませんが、営農型太陽光発電設備につきましては、転用期間中における下部の営農状況等を十分に勘案したうえで、再度許可を受けることができるとされており、その判断基準の一つといたしまして、同じ年の地域の平均的な単収と比較して概ね2割以上減少していないことが定められています。</p> <p>本申請地の下部の農地ではフキを栽培されています。収穫の状況については、毎年2月末までに農作物の状況等報告を農業委員会を経由して県へ提出しており、県とともに収穫量などを確認しております。</p>
議 長	<p>続いて最適化推進委員13番説明をお願いします。</p>
推進委員 13番	<p>番号1番についてご説明いたします。申請地は八女市本のうすま・ふぁーむぱーく株式会社から、北へ約115mに位置する農地です。（議案書朗読）この土地を営農型太陽光発電設備用地として利用するための一時転用の申請です。</p> <p>農地面積10,884㎡のうち、営農型太陽光発電設備の支柱等で一時転用する面積は592.16㎡です。</p> <p>太陽光発電設備の下の農地で栽培する作物はフキです。隣接農地はなく、水利の承諾は得られております。</p>
議 長	<p>現地調査の報告を最適化推進委員7番お願いします。</p>
推進委員 7番	<p>10月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。また、雨水については、自然流下です。なお、隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声あり)
	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>9ページをお願いします。</p> <p>議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。
議長	続いて最適化推進委員1番説明をお願いします。
推進委員 1番	<p>番号1番についてご説明いたします。申請地は八女学院高等学校から西へ約230mに位置する農地です。(議案書朗読)</p> <p>この土地を売買により譲り受けられて、共同住宅用地2棟7戸として利用するための申請です。申請地に隣接する農地の同意と水利の承諾は得られており、問題はないと思います。</p>
議長	現地調査の報告を農業委員4番お願いします。
農業委員 4番	<p>10月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北側水路を通過して排水されます。</p> <p>隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号2番の農地区分の説明をお願いします。</p>

事務局	農地の区分は、1番と同じく用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。
議 長	続いて農業委員9番説明をお願いします。
農業委員 9番	番号2番についてご説明いたします。申請地は八女警察署福島交番の東へ約170mにある農地です。（議案書朗読）この土地を売買により譲り受けられて、駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地への影響はなく、水利の承諾は得られており、問題は無いと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員7番お願いします。
推進委員 7番	10月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。また雨水については自然流下です。隣接農地への影響等、特段問題は無いと確認しております。
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。          質疑を行います。質疑を終結します。          質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。          続いて番号3番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外に当たりますので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議 長	続いて最適化推進委員3番説明をお願いします。

<p>推進委員 3番</p>	<p>番号3番についてご説明いたします。申請地は八媛病院の西へ約350mにある農地です。（議案書朗読）この土地を賃貸借の設定をされて、車両置場用地として利用するための申請です。申請地に隣接する農地の同意と水利の承諾は得られており、問題は無いと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>現地調査の報告を農業委員4番お願いします。</p>
<p>農業委員 4番</p>	<p>10月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。また雨水については自然流下です。隣接農地への影響等、特段問題は無いと確認いたしております。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。続いて番号4番の農地区分の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地で第3種農地と判断します。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて最適化推進委員4番説明をお願いします。</p>
<p>推進委員 4番</p>	<p>番号4番についてご説明いたします。申請地は川崎病院の北西へ約570mにある農地です。（議案書朗読）この土地を売買により譲り受けられて、宅地分譲用地9区画として利用するための申請です。この土地を売買により譲り受けられて、宅地分譲用地9区画として利用するための申請です。隣接する農地の同意と水利の承諾は得られており、問題はないと思います。</p>

議 長	現地調査の報告を農業委員 9 番お願いします。
農業委員 9 番	10月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北側側溝を通過して排水されます。隣接農地への影響等、特段問題は無いと確認いたしております。
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。続いて番号5番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地にある農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、農機具収納施設など農業生産資材の保管の用に供するものとして、不許可の例外に当たりますので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
議 長	続いて最適化推進委員10番説明をお願いします。
推進委員 10 番	<p>番号5番についてご説明いたします。申請地は柳島ふれあいセンターの北へ約210mにある農地です。(議案書朗読)</p> <p>この土地を農業用倉庫及び駐車場用地として利用するための申請です。なお、申請地2筆のうち1筆については賃貸借を設定され、もう1筆については売買により譲り受けられることとなっております。隣接する農地の同意と水利の承諾は得られており、問題はないと思います。</p>
議 長	現地調査の報告を農業委員4番お願いします。
農業委員	10月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しませ

4 番	<p>ん。また雨水については自然流下です。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p>
	<p>続いて番号6番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、宅地の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p>
議 長	<p>続いて農業委員16番説明をお願いします。</p>
農業委員 16番	<p>番号6番についてご説明いたします。申請地は大籠公民館から南西へ約185mにある農地です。(議案書朗読) この土地を贈与で譲り受けられて、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾は得られており、問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>現地調査の報告を最適化推進委員10番お願いします。</p>
推進委員 10番	<p>10月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽により処理され、雨水とともに北側水路へ排水されます。 隣接農地への影響等、特段問題はないと確認いたしております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号7番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、6番と同じ区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p>
議長	<p>続いて農業委員16番説明をお願いします。</p>
農業委員 16番	<p>番号7番についてご説明いたします。申請地は大籠公民館から西へ約200mにある農地です。（議案書朗読）</p> <p>この土地を贈与で譲り受けられて、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾は得られており、問題は無いと思います。</p>
議長	<p>現地調査の報告を農業委員9番お願いします。</p>
農業委員 9番	<p>10月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽により処理され、雨水とともに西側水路へ排水されます。</p> <p>隣接農地への影響等、特段問題は無いと確認いたしております。</p>
議長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>
	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号8番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、宅地の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であり、第2種農地と判断します。</p>

議 長	<p>続いて農業委員 1 1 番説明をお願いします。</p>
農業委員 1 1 番	<p>番号 8 番についてご説明いたします。申請地は八女市岡山球場から北西へ約 2 0 0 m にある農地です。（議案書朗読）</p> <p>この土地を売買により譲り受けられて、貸家住宅用地 2 戸として利用するための申請です。</p> <p>申請地に隣接する農地の同意と水利の承諾は得られており、問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>現地調査の報告を最適化推進委員 1 0 番をお願いします。</p>
推進委員 1 0 番	<p>1 0 月 2 4 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は北側側溝を通して排水されます。</p> <p>隣接農地への影響等、特段問題は無いと確認いたしております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号 9 番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は八女市役所黒木支所から概ね 3 0 0 m 以内の農用地区域内にある農地以外の農地であり、第 3 種農地と判断します。</p>
議 長	<p>続いて最適化推進委員 1 8 番説明をお願いします。</p>
推進委員 1 8 番	<p>番号 9 番についてご説明いたします。申請地は八女市役所黒木支所より西に約 3 0 0 m に位置する農地です。（議案書朗読）</p> <p>この土地を貸借され、専用住宅用地として利用するための申請です。</p>

議 長	<p>隣接する農地の承諾もあり、問題はないと思います。</p> <p>現地調査の報告を農業委員 1 4 番お願いします。</p>
農業委員 1 4 番	<p>1 0 月 2 8 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽により処理され南東側の水路へ排水されます。また、雨水については地下への自然透水及び北側の水路に排水処理されます。</p> <p>隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号 1 0 番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地であり、第 2 種農地と判断します。</p>
議 長	<p>続いて最適化推進委員 2 0 番説明をお願いします。</p>
推進委員 2 0 番	<p>番号 1 0 番についてご説明いたします。申請地は花宗溜池より西に約 1 5 0 m に位置する農地です。(議案書朗読)</p> <p>この土地を売買され、太陽光発電設備用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。</p>
議 長	<p>現地調査の報告を農業委員 1 5 番お願いします。</p>
農業委員 1 5 番	<p>1 0 月 2 8 日に現地調査を行った結果、雨水は地下への自然透水および両端にあります溜桝へ排水され、その後、暗渠を通過して花宗溜池へ排水処理されます。</p>

	<p>隣接地への影響等、特段問題は無いと確認しております。</p> <p>続いて9月28日に行われました地元説明会についてご報告いたします。</p> <p>当日は、太陽光パネルの設置後の維持管理についての質問が多く寄せられました。主な質問内容としては、1つ目が雑草の管理方法や草刈りの頻度について、2つ目がパネルの故障や災害時の対応体制について、3つ目が設置区域周辺の安全確保や周辺への騒音等についてです。</p> <p>これらの質問に対して、事業者からは次のような説明がありました。</p> <p>まず、草刈りは年2回程度実施する予定で必要に応じて追加で対応するとのことです。</p> <p>次に、災害が発生した場合はすぐに現地を確認し必要に応じて修繕や撤去を行うとのことです。</p> <p>最後に、安全対策として周囲にフェンスを設置、騒音についてはエアコンの室外機程度で隣接していなければ特段問題ないと説明がありました。</p> <p>また、地元説明の中で特に大きな反対意見はありませんでした。</p> <p>議長 農業委員 4番</p> <p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。はい、牛島委員どうぞ。</p> <p>全体計画図が添付してありますけれども、どのくらいの集水桝なのか分かりません。できればそこだけをもう少し分かりやすくしてもらわないと、恐らくこういう太陽光は今からどんどん出てくるはずですよ。あまりにも小さくて分からんとですよ。水の流れは分かりますよ、矢印で書いてありますので。恐らくその矢印の先に集水桝が出来るだろうと判断はできますけども。どのくらいの集水桝なのか全然分かりません。地元説明会はあるかもしれませんが、ここは農業委員会ですのでやっぱり農業委員、あるいは推進委員さんがはっきりと分かるような指導をしていただかないと、これだけの縮尺でこの小ささじゃ分からんとですよ。ぜひ今後はどの位の桝を置くのか、きちっと分かるような書類を添付させてください。</p>
--	---

事務局	<p>集水柵につきましては、東側と西側に既存の集水柵がございますのでそちらに設置される予定です。ご指摘がありましたように図面が小さくて見にくいので、今後もっと分かりやすいように集水柵、それから水の流れ含めてきちんと大きさ等分かるようにしたいと思いますのでよろしくお願いします。</p>
農業委員 4番	<p>添付書類としては、綴じなくていいので少し大きなものを、分かりやすいものを付けてください。地元は説明されていても農業委員は分からんとですよ。この場でさあどうですかと、結論出してくださいでしょ、今から恐らくどんどん出てきますよ。きちんとした書類を提出するようにしてください。お願いします。</p>
推進委員 38番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、江上君</p>
推進委員 38番	<p>私たちの地区でも太陽光の話があっており、何度か説明がありましたけれども、私たちはこれは絶対反対と。近年、大雨が凄いですがその点をあんまり会社の方は見てないんです。私たちはちゃんと見てるから、これはできない、つくらんでほしいとっております。2年経ちますがまだ詳しい説明をされておりませんので、多分できないと思っておりますけれども、やっぱりこういう事は、ちゃんとした図面がなからんといかんと、こんな小さい図面じゃ大丈夫じゃないと思います。今度からは牛島さんが言われたとおりにお願いします。</p>
議 長	<p>本庁からの意見はどうか。はい、局長どうぞ。</p>
局 長	<p>はい、この添付書類の図面につきましてご指摘ございましたので、今後は大きく分かりやすい資料を作るように心がけたいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>はい関連ですね。44番。</p>

推進委員 4 4 番	私の地区の茶畑に太陽光を作るという話が出ておりましたが、これは却下されております。農地であるからだろうと思っておりますが、話がダメになっております。それはそれでいいんですけど、今回の案件も農地という事で、同じ農地なのになぜ許可が出されるのか差を教えてください。
事務局	その地区の太陽光の件は本庁に案件が上がってきておりませんので、却下されているというのは地元という事でしょうか。
推進委員 4 4 番	地元というか農地は補助金とかで造成していくのでダメですよという事で、話は進んでいたようですが無くなったみたいで、ちゃんとした案件としては上がっていません。
	(売買が出来てないでしょという声あり)
議 長	そうそう、契約とか何も無いと。その前の話。
事務局	農地転用の許可につきましては、1種農地、2種農地、3種農地といった立地基準と、あとは一般基準というものがありますが、これにつきましては他の農地に支障があるところはダメですよという事で、先ほど言われた案件でお聞きしているのは、1種農地には太陽光発電設備用地は許可できないこととなっております。ただ営農型太陽光発電につきましては、例えば下部でお茶を栽培されるとか、農地として使われる分につきましては1種でも許可の対象にはなっておりますけれども、そこがまず違うという事です。お聞きしておりました地区の案件につきましては、1種農地だったかと思しますので10ha以上繋がりがあのような農地につきましては、太陽光発電設備の許可はできなくなっておりますのでその違いはあるかと思えます。
議 長	ほかに質問はありますでしょうか。なければこれにて質疑を終結いたします。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)

事務局	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>太陽光発電については前回も色々ご意見があったかと思いますので、次の全体会議の中でも学習したいと考えておりました。</p> <p>続いて番号11番の農地区分の説明をお願いします。</p>
議長	<p>農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた農地であり、第3種農地と判断します。</p>
推進委員 29番	<p>続いて最適化推進委員29番説明をお願いします。</p>
議長	<p>番号11番についてご説明いたします。申請地は立花支所から北東へ650mほど進んだところにある農地です。（議案書朗読）この土地を売買により取得され駐車場用地として使用するための申請です。隣接農地の同意は、水路をはさんで北側に農地がありますが、登記名義人が死亡しており相続人の所在が不明のためとれなかったとのこと。水利の承諾は得られております。</p>
農業委員 1番	<p>現地調査の報告を農業委員1番お願いします。</p>
議長	<p>10月24日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については、地下浸透及び自然流下により北側水路、南西及び南東側側溝へ排水される計画です。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。</p>
事務局	<p>この案件は始末書が添えられておりますので事務局より報告をお願いします。</p> <p>本件は、9月12日に実施した光友地区の農地パトロールの際に、無届で砂利を敷き駐車場に転用されていたものを発見し、地元農業委員・推進委員及び事務局より指導を行った後、始末書添付のうえ、許可申請書の提出をされたものです。</p> <p>申請者より転用に至った経緯等を聞き取り、県の筑後農林事務所とも連絡・協議をしたうえで、速やかに農地法第5条の申請を行</p>

議 長

うよう指導いたしました。  
次に、提出された始末書についてご報告いたします。  
申請土地について、この度農地法第5条の申請をしておりますが、農地法の許可を受けずに令和7年8月頃より駐車場用地として使用していました。本来なら、転用許可を受け使用すべきでありましたが、農地法に対する認識不足によりこのような結果をまねいてしまいました。今後は、農地法を遵守しこのような違反行為をしないよう十分注意いたしますので、申請を許可くださいますようお願いいたしますとの内容でした。

地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。  
質疑を行います。質疑を終結します。  
質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。  
以上をもって議案の審議を全て終わります。  
お疲れさまでした。

(閉会宣言 15時05分)

令和7年11月5日

議 長 月 足 靖 彦

12番 溝 田 耕 一

13番 仁 田 原 一 太